

令和 8 年度 中名田小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 3 日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定めます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

本基本方針におけるいじめについて、法第 2 条を踏まえ、次の通り定義します。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な攻撃を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が精神的な苦痛を感じているものをいいます。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。

- 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、故意に捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、強要してさせられたりする。
 - パソコンや携帯電話、携帯端末等で、誹謗中傷や嫌なことを強要されたりする等。
- (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

これらの「いじめ」の中には、社会的には「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることにします。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いによいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さを認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○教職員

児童が悩みや不安を相談しやすい体制作りに取り組んでいる。

○保護者

学校は、子どもの悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。

○児童

学校は、悩みや不安を相談することができた。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見




○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

日々の生活を振り返るため、児童が下記のふりかえりカードを記録し、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

ふいかえりカード

月	ねん 年	なまえ 名前								
日	曜 日	<small>きょう こころ ようす</small> 今日の心の様子 <small>きもち</small> に <small>ぴったりの</small> <small>てんき</small> の天気 に○をつけよう。			いじわるな <small>ほりよく</small> ことや暴力を				あてはまることはい	せんせい 先生のサイン
					した	された	見 み た	聞 き た		
1	木									
2	金									
5	月									

○アンケートの実施

学期に1回、以下のような実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

☆この学期のことで答えましょう。

- ① 自分のものをかくされたりかしたものを返してもらえなかったりしたことがありますか。
- ② わけもなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか。
- ③ 悪口を言われたりいやなことをされたりことがありますか。
- ④ 「言葉をしゃべらない」「仲間に入れない」などの無視をされたことがありますか。
- ⑤ ①から④までについて、友達がしていたり話していたりしたのを見たことがありますか。

これ以外に先生に知ってほしいことがあったら、自由に書いてください。

(ある場合には、面談を通して実態を調査し早期解決を図る。)

○教師による観察

以下のような点について、教職員全員で日常から観察を行う。1つでも当てはまる事柄がある場合はいじめを疑い、早期対応を行います。

<学校生活全体で>

- ・はっきりしない理由で、欠席・遅刻・早退が2日続いた。
- ・体の不調を訴えて、保健室へ行くことが多くなった。
- ・元気がなくなり、浮かぬ顔をしていて、人と目を合わせなくなった。

- ・授業中の発言、態度、表情、振舞いなどに、前とは違う気になる様子が見られるようになってきた。
- ・給食を残すなど、食欲がなくなってきた。
- ・授業中などに、いつも特定の児童が道具の後片付けをしている。
- ・いつも遊んでいる友達と遊ばなくなった。
- ・授業に一人遅れて入ってくることがみられるようになった。
- ・忘れ物が多くなったり、ポーッとしてもの思いにふけったりすることがたびたびある。
- ・衣服が破れていたり、泥が付いていたりすることがある。
- ・顔や手足などにすり傷や打撲の跡がたびたびある。理由を聞いても「自分で転んだ」などと不自然なことを言う。
- ・持ち物がなくなったり、隠されたり、落書きされたりすることがある。
- ・授業中に発表すると、教室内に目配せや野次が飛ぶことがある。
- ・班決めや席替えのとき、みんなに敬遠されることがある。
- ・机や椅子が壊れていたり、汚されていたりする。
- ・生活ノート、日記、作文、絵などに気になるサインが表れている。
- ・机、椅子、ロッカー等の名前ラベルや掲示物にいたずらされることがある。
- ・教師に何か相談したい素振りで、職員室前をうろうろすることがある。

<教室外の場所で>

- ・学級の枠を越えて他の学級の児童が出入りするようになった。
- ・学級の枠を越えて何人かでこそこそと話し、教師の目を気にしている。
- ・教師が現れると、急によそよそしくなったり、しらけてしまったりする雰囲気を感じられる。
- ・廊下などで教師の視線から逃げようとする児童がみられる。
- ・給食や掃除のとき、いつも特定の児童が当番をやっている。
- ・掃除や休み時間にトイレで群れになっている児童がみられる。
- ・教室以外の場所を、一人でうろうろしている児童がみられる。
- ・休み時間に、トイレに閉じこもっている児童がみられる。

学級担任は月に以下の点で児童観察を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

- ① 給食時などに、机を離されている児童はいないか。
- ② 発言すると、嘲笑されたり、からかわれたりする児童はいないか。
- ③ その子が分けたもの（例えば、給食、ノート）を受け取るのを嫌がられる児童はいないか。
- ④ 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりしている児童はいないか。
- ⑤ 友達から不快に思う呼び方をされている児童はいないか。
- ⑥ 表情が暗く、おどおどしたり、ふさぎこんだりして元気がない児童はいないか。

○児童観察週間

6・10・2月の第一週目に、昼休みに一人で遊んでいた子を調査する。一週間続けて一人で遊んでいたなどの気に掛かる児童については、個別に聞き取り調査をする。

○教員の人権感覚自己点検

学期に1回、以下の10観点について自己点検を行います。教師が児童の人権を尊重する態度をとることこそが、いじめ問題の予防と解決に繋がると考えます。

- ① 遅刻した児童に対して、すぐに注意したり叱ったりせずに、まずは理由を聞くようにしている。
- ② 以前担任した兄弟姉妹とは比較することはせずに褒めたり、叱ったりしている。
- ③ 児童同士の嫌がらせや仲間外しを見たときは、見て見ぬふりをせずに当事者から事情を聴きとるなど対応している。
- ④ 児童一人一人のがんばりを認め、みんなの前で褒めるようにしている。
- ⑤ 授業中に間違えた答えを言った児童に対して、学習意欲を損なわないような配慮をしている。
- ⑥ 児童と話をするときには、必ず顔を見るようにしている。
- ⑦ どんな児童にも良いところがあると考え、常に良いところを見つけようと心がけている。
- ⑧ どんな場面でも児童に対しては、殴ったり蹴ったりなどの暴力を振るわないようにしている。
- ⑨ 教室の黒板や掲示板に書かれている落書きなど、けっして放置しないようにしている。
- ⑩ 児童が上手にできないとき、すべてが児童のせいだと考えないようにしている。

○教育相談体制の充実

6月と11月に「QUテスト」や「アセス」を実施し、学級担任による個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応特別委員会」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応特別委員会」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期発見に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの条件を満たしているかを確認するとともに、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状況が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような「重大な事態」が含まれる(以下「重大事態」と呼称)。

・「重大事態」の定義

いじめにおける「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義します。

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

・具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行います。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整潔・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA役員及び家庭地域学校協議会委員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応

(キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

(イ) 全校保護者への対応

(ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

(ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招集

(イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化

(ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定

(エ) 改善策の実施

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

生徒指導主事、教務主任、教育相談担当教諭、養護教諭を構成員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるために具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のために計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のために資料収集や資料作成
 - ・計画的にアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学級担任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等を構成員とする。

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援

- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織が「いじめ対策委員会」です。
- ・いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定します。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行います。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや面談を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応特別委員会」の立ち上げの指示をします。

B いじめ対応特別委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案します。
- ・個別面談による情報収集を行います。
- ・継続的な支援を行います。
- ・保護者や地域社会との連携をとります。
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催します。
- ・対応が困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得ます。

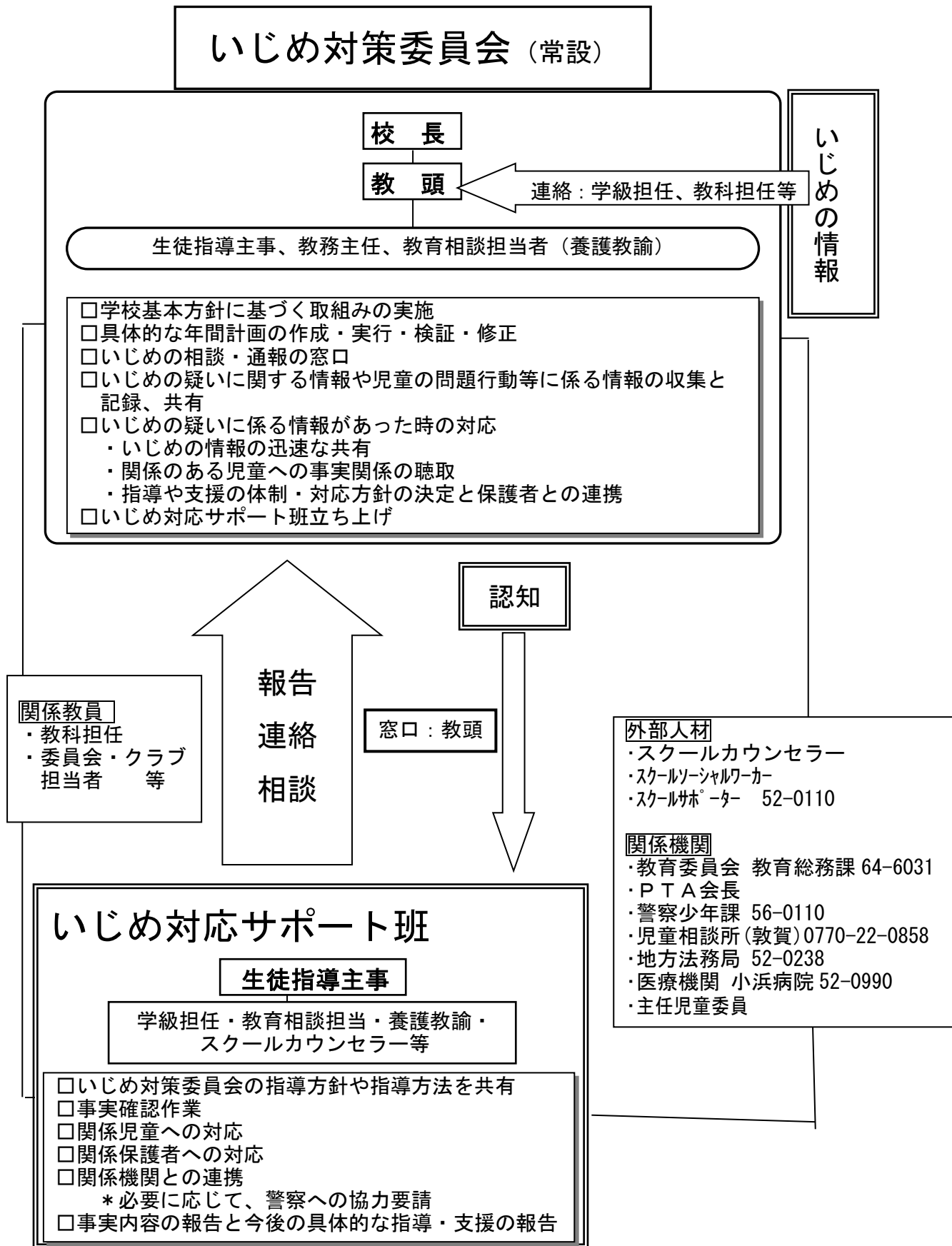
C 教育委員会との連携（リーダー：校長）

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、市教育委員会との早急な連携を図ります。
- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応特別委員会」の設置を連絡します。
- ・今後の対応についての相談をします。

- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

D 関係機関との連携（リーダー：教頭）

- ・いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。
- ・対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。



5 いじめ対策の年間行動計画〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定</p> <p>職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検</p> <p>PTA 総会 ・基本方針の公表</p> <p>いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応</p>					<p>縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・自主的な計画</p>	
		<p>縦割り班活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感</p>					
		<p>家庭訪問 ・家の確認と児童の様子等</p>					
5月	<p>いじめ対策委員会 ・自己チェック、アンケート調査、教師による観察等をもとに定期的に状況把握</p> <p>校内研修 ・道徳研修 ・人権教育 ・読書指導 等 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認</p>	<p>遠足 ・4・5・6年生リーダー育成、 ・自主的な計画 ・縦割り活動</p>					
		<p>いじめの自己チェック</p>					
		<p>・自主的な活動 ・絆づくり</p>					
		<p>保育園訪問・交流会</p>					<p>にこにこ体育祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画</p>
		<p>太鼓・よさこい練習</p>					
		<p>にこにこ体育祭 ・縦割り活動 ・種目練習</p>					
6月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況改善 ・夏季休業前指導</p>	<p>委員会活動 ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感</p>					
		<p>児童観察週間</p>					
		<p>アンケート調査</p>					
		<p>QUテスト</p>					
		<p>教育相談週間</p>					
		<p>・自主的な活動 ・絆づくり</p>					

[7～9月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況改善 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 保護者会 ・情報や意見収集 </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす </div>	アンケート調査（取組評価アンケート①）					
8月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検 </div>						
9月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 情報発信 ・評価アンケート①結果 ・2学期の取組等 ↓ 保護者会、通信等で </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 </div>	要児童観察					
		縦割り活動・縦割り遊び					

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律</p> <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、年間を通して全員が公開</p>	<p>児童観察週間</p> <p>いじめの自己チェック</p> <p>1~6年 公開授業</p> <p>修学旅行 ・自主的な計画</p> <p>教育相談週間</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>家族ふれあい学級 ・PTAとの共催による講演会</p>	<p>親子活動 ・体験的な活動・親子の絆づくり</p> <p>縦割り活動・縦割り遊び</p> <p>保育園との交流会</p> <p>アセステスト</p> <p>1~6年 生き生き学習発表会</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・1学期末との比較</p> <p>全校道徳授業</p> <p>保護者会 ・情報、意見収集</p>	<p>人権週間の取り組み ・人権集会 ・人権作文発表会 ・委員会全校放送</p> <p>アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）</p>					

[1~3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の振り返り ・ 3学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点事項確認 <p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価アンケート②結果 ・ 3学期の取組等 	<p>要児童観察</p> <p>いじめの自己チェック</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に状況把握 	<p>児童観察週間</p> <p>縦割り遊び・縦割り活動</p> <p>新入生 体験入学 ・ 新たな絆づくり</p>					
3月	<p>取組評価アンケート③分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ項目で ・ 年間での比較 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題確認 ・ 計画確認 	<p>6年生を送る会 縦割り給食 ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚</p> <p>教育相談週間</p> <p>アンケート調査 (取組評価アンケート③を含む)</p> <p>校内 奉仕作業 ・ 学校、地域に感謝して</p>					